

平成 27 年度 第 2 回千葉県行政改革審議会 開催概要

平成 27 年 11 月 17 日 行政改革推進課

1 日 時 平成 27 年 11 月 17 日(火) 午前 9 時 30 分から午後 0 時 25 分

2 場 所 本庁舎 5 階特別会議室

3 出席者

辻 琢也会長、石井 俊昭委員、泉 登茂子委員、伊藤 義文委員、下井 康史委員、寺嶋 哲生委員、村上 典子委員、若松 弘之委員
(宮入 小夜子委員は欠席)

県：中島総務部長、板倉総務部次長、石渡行政改革推進課長、
小澤県民生活・文化課長、穴澤交通計画課長、高橋産業振興課長

4 部長あいさつ

委員の皆様方には御多忙のところ、早朝から御出席賜りありがとうございます。

去る 9 月に第 1 回の審議会を開催しました。その際には、行政改革計画等の中間取りまとめの状況について御報告させていただいたほか、公社等外郭団体の改革方針の見直し、公の施設の見直しについて諮問させていただきました。その際にも様々な貴重な御意見をいただき、重ねてお礼申し上げます。

本日は、計画の中間取りまとめの状況について、前回御指摘いただいた点を再度お諮りしたいこと、もう一つは、公社等外郭団体について、当面の議論の対象ということで、主に 4 つの団体について御議論いただきたいと思っております。もう一つの諮問事項である公の施設については、今回が第 1 回目ということで、まずは施設の概要について御説明申し上げたいと思います。

限られた時間ではありますがよろしく申し上げます。

5 会議の一部非公開の決定

「議題 3 (3) 公社等外郭団体の改革方針の見直しについて」は、不開示情報が含まれていることから、情報公開条例 27 条の 3 第 1 号の規定により非公開とする旨を決定。

6 議 題

- (1) 行政改革計画・財政健全化計画の取組状況に係る中間取りまとめについて
(別紙資料 1 により行政改革推進課長が説明)

(特に質問・意見なし)

【会長】

それでは行政改革計画・財政健全化計画の中間取りまとめについては今回をもって審議を終了します。事務局には、これまでの意見を踏まえ、計画を着実に実施していただきたいと思います。

(2) 公の施設の見直しについて

(別紙資料2-1～3により行政改革推進課長が説明)

【会長】

公の施設の見直しにつきまして、事務局に整理区分と今後の議論の対象とする施設を選定していただき、説明をいただきました。この点につきまして御意見、御質問をお願いします。

【委員】

資料2-2の④に区分された文書館についてですが、資料2-3によると、設置目的が二つあります。一つは公文書や古文書その他の歴史的な資料の散逸防止、もう一つは、文書の情報提供の権限ということがあります。

特に、古文書、歴史的資料の収集・研究については、例えば図書館と統合するなど、指定管理の区分の前に、事務の区分を考えていないのでしょうか。そもその目的が違うということですか。

【行政改革推進課長】

文書館は行政文書の保存を目的としており、図書館と役割は別と考えています。

【委員】

古文書というのは、行政文書ということですか。

【行政改革推進課長】

定義が難しいのですが、例えば、旧何々藩の文書が見つかった、などという場合は一時的に文書館が扱う場合がある、というような話も聞いています。

【委員】

そうすると、文書館への指定管理者制度導入を考えた場合、行政文書に関する開示についても、指定管理者が行うということを考えているのでしょうか。

【行政改革推進課長】

積極的な情報提供ということでは、過去に見つかった古文書を展示したり、色々な企画展などを開催しています。他県にも文書館がありますけれども、指定管理でという県は数県しかないので、こういった管理の方法が良いかは、他県の状況を見ながら考えていきたいと思っています。

【委員】

全体像ということで、平成24年度にも同じ議案で審議に参加した経緯があるので、委員の皆様のご理解という意味も含めて、ここ3年のトレンドを確認したいと思います。

資料2-1の1ページ、平成24年度に総数110あったのが107ということで3施設ほど減っています。この内訳、指定管理者制度と直営の内訳が出ていますが、この点について、前回の内訳を事前に確認しましたが、総数110のうち、直営はほとんど変わらず46、指定管理者制度が64ということで、この4年で指定管理と直営の内訳は変わっていない状況です。

文書館についても、24年度も同じカテゴリーに入っていたと思います。この3年間の動きを見ると、検討はしたけれど、実際進んでいないことを踏まえると、なかなか直営から指定管理というステップ、それから民間への譲渡の検討というステップがあると思いますが、直営はこれ以上難しいものなのか、そのあたりはどうでしょうか。3年くらいの推移を含めて御説明いただければと思います。

【行政改革推進課長】

資料2-1の6ページを御覧ください。廃止・委譲等で19、サンライズ九十九里、南房総パラダイスなどは民間に委譲したものです。資料2-2の中で、有効活用策の検討では西部防災センターというものがござりますが、平成28年4月から、指定管理者制度の導入ということで手続を進めています。

その他についても、法令で県が管理するものもあり、進めなければいけないものについては、御指摘のとおり歩みが遅いということもあるかもしれませんが、今後、もう少し民間の手法を取り入れ、県民サービスの向上を図ってまいりたいと思います。

【委員】

西部防災センターは資料2-2だと⑤に入っていますが、これが指定管理者になるということは、④の指定管理者制度導入の検討を超えて進んでいるということでしょうか。

【行政改革推進課長】

平成 23 年 2 月議会で指定管理の手法を取り入れるということで条例改正をしたが、その後大震災もあったので、機能なども含めて見直しを図り、来年の春から導入するものです。

【委員】

それ以外についても、指定管理になじむかどうかの検討はしているものの、なかなか数的には進まないということでしょうか。

【行政改革推進課長】

そのとおりです。

【会長】

それでは、全体方針は以上を踏まえまして、次回は個別施設の審議に移りますので、本日の意見や議論について事務局において必要な資料を揃え、考え方を整理してください。

(以後、非公開)

※ 「議題 4 その他」については案件なし

以上